

秩父別町ホームページ広告掲載要綱

平成 22 年 6 月 29 日制定

平成 27 年 2 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新たな財源を確保するため、町のホームページを広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載できる団体等)

第 2 条 広告を掲載することができる団体等は、町税等を滞納していない団体等で、次のとおりとする。

- (1) 法人その他の団体及び事業を営む個人で、町内に事業所等を有するもの（以下「町内事業者等」という）
- (2) 前号のほか、法人その他の団体で町長が認めたもの

(広告掲載の基本原則)

第 3 条 広告及びリンク先ページの内容は、町の公共性及び中立性並びにその品位を損なわないよう十分に配慮するとともに、町民の福祉、町民生活の利便性などを考慮し、次に掲げる基本原則に適合するものでなければならない。

- (1) 公正かつ真実なものであること
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること
- (3) 児童及び青少年に悪影響を与えないものであること
- (4) 品位を保ち、健全な風俗慣習を尊重したものであること
- (5) 社会秩序を守るものであること

(広告範囲)

第 4 条 広告の内容及びリンク先ページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの
- (5) 個人又は法人の名刺広告
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適當であると町長が認めるもの

(規制業種又は規制事業者)

第5条 次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定された業種又はこれに類する業種
- (2) 商品先物取引又は貸金に係る事業者
- (3) ギャンブルに関する業種
- (4) 法令の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (5) 民事再生法又は会社更生法による再生又は再生手続き中の事業者
- (6) 各種法令に違反している事業者
- (7) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (8) 規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (9) その他広告掲載することが適当でないと町長が認める事業者

(広告の種類及び規格)

第6条 ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、バナーの規格は、次のとおりとする。

- (1) バナーのファイル形式は、JPG形式又はGIF形式とする。ただし動画は対象外とする
- (2) バナーのサイズは、1枠につき縦50ピクセル以内、横172ピクセル以内で、ファイルサイズ24kb以内で、町が指定したサイズとする
- (3) 1バナーからリンクするURLは1箇所のみとする
- (4) バナーは広告主が作成するものとする。ただし、第7条に該当する場合は、町が作成することができる

(広告作成の特例)

第7条 次の各号すべてに該当する場合で、広告掲載申込時に広告主がバナーの作成を希望する場合、前条第4号により、町がバナー広告を無償で作成する。

- (1) 広告掲載契約が、年度契約であること
- (2) 過去(継続・再契約の場合は以前の契約時を含む)に、無償バナー広告を作成していないこと。但し、継続・再契約の場合で、事業者等の名称が変更になっている場合で町長が特に認めた場合は、この限りではない
- (3) 作成するバナーの著作権は町に属する事に同意し、バナーの使用目的を町ホームページでの広告に限定することに同意すること
- (4) 全各号に掲げるもののほか、別に指定する条件に同意すること

(広告の掲載位置及び枠数)

第8条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページで町が指定した場所とし、10枠以内とする。

(広告の掲載期間)

第9条 広告の掲載期間は、1か月単位で最長12か月とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とする。ただし、該当日が秩父別町の休日を定める条例(平成4年条例第31号)第1条に規定する休日(以下「役場閉庁日」という)に該当する場合は、その翌日からとする。

3 広告主からの申し出があり、町長が認めた場合は、月の初日以外の役場閉庁日以外の日を掲載開始日することができる。ただし、この場合の掲載開始月は、掲載日から掲載日の属する月の末日までの期間を1か月とする。

(広告の掲載料)

第10条 広告の掲載料は次のとおりとする。

(1) 町内事業者等

1 枠につき月額 1,000 円

(2) 前号のほか、法人その他の団体で町長が認めたもの

1 枠につき月額 3,000 円

(広告掲載の申込み)

第11条 新規に広告を掲載しようとする者は、秩父別町ホームページ広告掲載申込書を、広告掲載開始希望月の前々月末日までに、町に下記の様式を提出しなければならない。

(1) 第7条に基づき、バナー広告の作成を町に委託する場合

別記第1号様式

(2) 前号以外の場合

別記第2号様式

2 広告掲載の継続申込みをしようとする者は、当該広告の掲載期間内に秩父別町ホームページ広告掲載継続申込書(別記第3号様式)を、町に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第12条 町長は、前条の申込を受理したときは、申込期間満了後速やかに掲載の可否を決定し、当該申込みを行った者に通知するものとする。

2 広告掲載の申込をした者の数が、掲載可能枠より多い場合は、下記により掲載する広告を決定するものとし、下記により優先順位を決定できない場合は、抽選を行い決定するものとする。

(1) 第1順位 町内事業者等

(3) 第2順位 継続掲載の申込み

(4) 第3順位 掲載申込期間の長い申込み

3 広告の掲載順序は、町ホームページ広告掲載位置の左部から、前項各号の順位に従い掲載する。この場合において、同順位のものがあるときは申込書受付日の早い順とし、さらにその日が同日であるときは抽選により決定する。

(広告の提出)

第13条 前条で広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、第6条に規定する規格によりバナー広告を作成し、町が指定する期間までに提出しなければならない。

ただし、第11条第1項第1号に該当する者又は同条第2項に該当し継続して同じバナー広告を使用する者については、提出不要とする。

(広告掲載料の納入)

第14条 広告主は、町長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第15条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第16条 町長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載中であっても広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料が納期限までに納付されなかったとき
- (2) 広告主から広告掲載の辞退の申出があったとき
- (3) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- (4) その他広告掲載することが不相当と認められる事実が判明したとき

2 町長は、広告掲載を取り消したときは、当該広告主にその旨を通知するものとする

(広告主の責任)

第17条 掲載された広告及びリンク先ページの内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

秩父別町ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

秩父別町長 様

申込者 住所（所在地）
会社・団体名（名称）
代表者職氏名

印

秩父別町ホームページ広告掲載要綱に基づき、次のとおり広告掲載及びバナー広告の作成を申し込みます。

なお、広告掲載及びバナー広告の作成の申し込み当たっては、秩父別町ホームページ広告掲載要綱を遵守します。

掲載希望期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
リンク先 ページアドレス	http://	
同意欄	広告掲載の申込みに当たり、町が私（当社）の町税等の納付状況を調査することに同意します。 平成 年 月 日 住所（所在地） 会社・団体名（名称） 代表者職氏名 印	
担当者連絡先	所属等	
	氏名	
	電話番号	
添付書類	・会社案内、パンフレットなど掲載希望者の業種及び業務内容がわかる資料	
バナーの作成	・バナーについては、町が著作権を有することと、町ホームページ以外に使用できないことを同意します。	

※秩父別町への町民税の納税義務のない場合は、申込者欄の所在地の市町村が発行する直近の市町村民税の納税証明書を提出してください。

※広告の掲載決定後、速やかにバナーの原稿を提出していただきます。

秩父別町ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

秩父別町長 様

申込者 住所（所在地）
 会社・団体名（名称）
 代表者職氏名

印

秩父別町ホームページ広告掲載要綱に基づき、次のとおり広告掲載を申し込みます。
 なお、広告掲載に当たっては、秩父別町ホームページ広告掲載要綱を遵守します。

掲載希望期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
リンク先 ページアドレス	http://	
同意欄	広告掲載の申込みに当たり、町が私（当社）の町税等の納付状況を調査することに同意します。 平成 年 月 日 住所（所在地） 会社・団体名（名称） 代表者職氏名 印	
担当者連絡先	所属等	
	氏名	
	電話番号	
添付書類	・バナー画像（案） ・会社案内、パンフレットなど掲載希望者の業種及び業務内容がわかる資料	

※秩父別町への町民税の納税義務のない場合は、申込者欄の所在地の市町村が発行する直近の市町村民税の納税証明書を提出してください。

秩父別町ホームページ広告掲載継続申込書

平成 年 月 日

秩父別町長 様

申込者 住所（所在地）
 会社・団体名（名称）
 代表者職氏名

印

秩父別町ホームページ広告掲載要綱に基づき、次のとおり広告掲載継続を申し込みます。
 なお、広告掲載に当たっては、秩父別町ホームページ広告掲載要綱を遵守します。

掲載希望期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
リンク先 ページアドレス	http://	
同意欄	広告掲載の申込みに当たり、町が私（当社）の町税等の納付状況を調査することに同意します。 平成 年 月 日 住所（所在地） 会社・団体名（名称） 代表者職氏名 印	
担当者連絡先	所属等	
	氏名	
	電話番号	
バナーの使用 （該当数字を○ で囲む）	1. 現在のバナーを継続使用します 2. 新規バナーを私（当社）で作成します →バナー画像（案）の提出が必要です	
添付書類	・会社案内、パンフレットなど掲載希望者の業種及び業務内容がわかる資料	

※秩父別町への町民税の納税義務のない場合は、申込者欄の所在地の市町村が発行する直近の市町村民税の納税証明書を提出してください。